

ウェルポイント施工技能検定試験の  
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成18年3月

厚生労働省職業能力開発局

1. 1級ウェルポイント施工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・1ページ  
制定 昭和58年度 改正 平成17年度
2. 2級ウェルポイント施工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・5ページ  
同 上
3. 3級ウェルポイント施工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・9ページ  
制定 平成10年度 改正 平成17年度
4. 基礎級ウェルポイント施工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・12ページ  
同 上



試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>法</p> <p>ウェルポイント工事の事前調査</p> <p>ウェルポイント工事の施工計画</p> <p>ウェルポイント工事の施工方法</p> <p>ウェルポイント工事に関連</p>	<p>有すること。</p> <p>(1) 電動機 (2) ディーゼルエンジン</p> <p>(3) ガソリンエンジン (4) エンジン駆動発電機</p> <p>ウェルポイント工事の事前調査に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 立地条件 (2) 土質 (3) 自然水位</p> <p>ウェルポイント工事の施工計画に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 揚水量の算定 (2) ウェルポイントの設置計画</p> <p>(3) ディープウェルの設置計画 (4) 汲み上げ水の処分方法</p> <p>(5) 工程表の作成 (6) 関連他工事との連けい</p> <p>(7) 資材の手配、運搬及び保管 (8) 作業員の手配</p> <p>1 ウェルポイント工事（ディープウェル工事を除く。）の施工方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) ウェルポイントの組立方法</p> <p>(2) ヘッドパイプの設置方法</p> <p>(3) フィルタ砂の選択及び充てん方法</p> <p>(4) ウェルポイントの設置方法</p> <p>(5) スイングジョイントの接続方法</p> <p>(6) ウェルポイントポンプの据付方法</p> <p>(7) ゲートバルブの調整方法</p> <p>(8) 真空度の管理方法</p> <p>(9) 水位低下量の管理方法</p> <p>(10) 排水管の設置方法</p> <p>2 ディープウェル工事の施工方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) さく井機の据付方法</p> <p>(2) 掘削の方法</p> <p>(3) 調泥及び泥水管理の方法</p> <p>(4) コンダクタ（外管）の設置及び撤去の方法</p> <p>(5) ケーシング及びスクリーンの設置方法</p> <p>(6) フィルタ材の選択及び充てん方法</p> <p>(7) 井戸の洗浄方法</p> <p>(8) 揚水ポンプの据付方法</p> <p>(9) 排水管の設置方法</p> <p>次に掲げるウェルポイント工事に関連する工事の種類及び方法に</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>する工事の種類及び方法</p> <p>5 材料</p> <p>    ウエルポイント工事に使用する材料の種類及び用途</p> <p>6 排水施工計画図</p> <p>    排水施工計画図の作成方法</p> <p>7 関係法規</p> <p>    建築基準法（昭和25年法律第201号）関係法令及び電気工事士法（昭和35年法律第139号）関係法令のうち、ウエルポイント工事に関する部分</p> <p>8 安全衛生</p> <p>    安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>ついて一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) コンクリート工事                      (2) 防水工事</p> <p>(3) くい打ち工事                            (4) 山留め（土止め）工事</p> <p>1 次に掲げるウエルポイント工事（ディープウエル工事を除く。）に使用する材料の種類及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) ウエルポイント                            (2) ライザパイプ</p> <p>(3) ヘッダパイプ                              (4) スイングジョイント</p> <p>(5) ヘッダジョイント                        (6) ヘッダバンド</p> <p>(7) ウエルポイント打込み附属部品      (8) フィルタ砂</p> <p>2 次に掲げるディープウエル工事に使用する材料の種類及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) コンダクタパイプ                        (2) ケーシングパイプ</p> <p>(3) スクリーン（ストレーナ）              (4) 調泥剤</p> <p>(5) フィルタ材                                (6) 溶接材</p> <p>排水施工計画図の作成方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる法令に関し、ウエルポイント工事に関する部分について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 建築基準法                                (2) 電気工事士法</p> <p>1 ウエルポイント工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持</p> <p>(6) 事故時等における応急処置及び退避</p> <p>(7) その他ウエルポイント工事に関する安全又は衛生のために必</p>





試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
ウェルポイント工事前調査	<p>(1) 電動機 (2) ディーゼルエンジン  (3) ガソリンエンジン (4) エンジン駆動発電機</p> <p>ウェルポイント工事前調査に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p>
ウェルポイント工事の施工計画	<p>(1) 立地条件 (2) 土質 (3) 自然水位</p> <p>ウェルポイント工事の施工計画に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 汲み上げ水の処分方法 (2) 工程表の作成  (3) 関連他工事との連けい (4) 資材の手配、運搬及び保管  (5) 作業員の手配</p>
ウェルポイント工事の施工方法	<p>1 ウェルポイント工事（ディープウェル工事を除く。）の施工方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) ウェルポイントの組立方法  (2) ヘッドパイプの設置方法  (3) フィルタ砂の選択及び充てん方法  (4) ウェルポイントの設置方法  (5) スイングジョイントの接続方法  (6) ウェルポイントポンプの据付方法  (7) ゲートバルブの調整方法  (8) 真空度の管理方法  (9) 水位低下量の管理方法  (10) 排水管の設置方法</p> <p>2 ディープウェル工事の施工方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) さく井機の据付方法  (2) 調泥及び泥水管理の方法  (3) コンダクタ（外管）の設置及び撤去の方法  (4) ケーシング及びスクリーンの設置方法  (5) フィルタ材の選択及び充てん方法  (6) 井戸の洗浄方法  (7) 揚水ポンプの据付方法  (8) 排水管の設置方法</p>
ウェルポイント工事に関連する工事の種類及び方法	<p>次に掲げるウェルポイント工事に関連する工事の種類及び方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) コンクリート工事 (2) 防水工事  (3) くい打ち工事 (4) 山留め（土止め）工事</p>



試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>5 材料 ウエルポイント工事に使用する材料の種類及び用途</p> <p>6 排水施工計画図 排水施工計画図の作成方法</p> <p>7 関係法規 建築基準法関係法令及び電気工事士法関係法令のうち、ウエルポイント工事に関する部分</p> <p>8 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験 ウエルポイント工事作業</p>	<p>1 次に掲げるウエルポイント工事（ディープウエル工事を除く。）に使用する材料の種類及び用途について詳細な知識を有すること。  (1) ウエルポイント (2) ライザパイプ  (3) ヘッダパイプ (4) スイングジョイント  (5) ヘッダジョイント (6) ヘッダバンド  (7) ウエルポイント打込み附属部品 (8) フィルタ砂</p> <p>2 次に掲げるディープウエル工事に使用する材料の種類及び用途について一般的な知識を有すること。  (1) コンダクタパイプ (2) ケーシングパイプ  (3) スクリーン（ストレーナ） (4) 調泥剤  (5) フィルタ材 (6) 溶接材</p> <p>排水施工計画図の作成方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる法令に関し、ウエルポイント工事に関する部分について概略の知識を有すること。  (1) 建築基準法 (2) 電気工事士法</p> <p>1 ウエルポイント工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。  (1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法  (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法  (3) 作業手順  (4) 作業開始時の点検  (5) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持  (6) 事故時等における応急処置及び退避  (7) その他ウエルポイント工事に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（ウエルポイント工事に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
排水施工計画図の作成 ウェルポイント工事の施工	排水施工計画図の作成ができること。 ウェルポイント工事（ディープウェル工事を除く。）に関し、次に掲げる作業ができること。 (1) ウェルポイントの組立て (2) フィルタ砂の選択及び充てん (3) ヘッドパイプの設置 (4) ウェルポイントの設置 (5) スイングジョイントの接続 (6) ウェルポイントポンプの据付け (7) ゲートバルブの調整 (8) 真空度の管理 (9) ノッチタンクによる揚水量測定 (10) 観測井による水位の測定 (11) 排水管の設置



試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>ウェルポイント工事前調査</p> <p>ウェルポイント工事の施工方法</p>	<p>(1) 電動機 (2) ディーゼルエンジン (3) ガソリンエンジン (4) エンジン駆動発電機</p> <p>ウェルポイント工事前調査に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 立地条件 (2) 土質 (3) 自然水位</p> <p>1 ウェルポイント工事（ディープウェル工事を除く。）の施工方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) ウェルポイントの組立方法 (2) ヘッドパイプの設置方法 (3) フィルタ砂の選択及び充てん方法 (4) ウェルポイントの設置方法 (5) スイングジョイントの接続方法 (6) ウェルポイントポンプの据付方法 (7) ゲートバルブの調整方法 (8) 真空度の管理方法 (9) 水位低下量の管理方法 (10) 排水管の設置方法</p> <p>2 ディープウェル工事の施工方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) さく井機の据付方法 (2) 調泥及び泥水管理の方法 (3) コンダクタ（外管）の設置及び撤去の方法 (4) ケーシング及びスクリーンの設置方法 (5) フィルタ材の選択及び充てん方法 (6) 井戸の洗浄方法 (7) 揚水ポンプの据付方法 (8) 排水管の設置方法</p>
<p>5 材料</p> <p>ウェルポイント工事に使用する材料の種類及び用途</p>	<p>1 次に掲げるウェルポイント工事（ディープウェル工事を除く。）に使用する材料の種類及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) ウェルポイント (2) ライザパイプ (3) ヘッドパイプ (4) スイングジョイント (5) ヘッドジョイント (6) ヘッドバンド (7) ウェルポイント打込み附属部品 (8) フィルタ砂</p> <p>2 次に掲げるディープウェル工事に使用する材料の種類及び用途</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>6 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験</p> <p>ウェルポイント工事作業</p> <p>ウェルポイント工事の施工</p>	<p>について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) コンダクタパイプ (2) ケーシングパイプ</p> <p>(3) スクリーン (ストレーナ) (4) 調泥剤</p> <p>(5) フィルタ材 (6) 溶接材</p> <p>1 ウェルポイント工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持</p> <p>(6) 事故時等における応急処置及び退避</p> <p>(7) その他ウェルポイント工事に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（ウェルポイント工事に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>ウェルポイント工事（ディープウェル工事を除く。）に関し、次に掲げる作業ができること。</p> <p>(1) ウェルポイントの組立て</p> <p>(2) フィルタ砂の選択及び充てん</p> <p>(3) ヘッドパイプの設置</p> <p>(4) ウェルポイントの設置</p> <p>(5) スイングジョイントの接続</p> <p>(6) ウェルポイントポンプの据付け</p> <p>(7) ゲートバルブの調整</p> <p>(8) 真空度の管理</p> <p>(9) ノッチタンクによる揚水量測定</p> <p>(10) 観測井による水位の測定</p> <p>(11) 排水管の設置</p>

4 基礎級ウェルポイント施工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

ウェルポイント施工の職種に係る基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表4の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表4の右欄のとおりである。

表4

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 主なウェルポイント施工の方法</p> <p>ウェルポイント工事に使用する器工具及び機械の種類</p> <p>ウェルポイント工事の施工方法</p> <p>2 ウェルポイント工事用材料の種類</p> <p>3 安全衛生に関する基礎的な知識</p>	<p>次に掲げる器工具及び機械の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) 工具類 (2) ポンプ類 (3) セパレータタンク (4) バルブ類 (5) 電動機</p> <p>ウェルポイント工事の施工方法に関し、次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) ウェルポイントの組立方法 (2) ヘッドパイプの設置方法 (3) フィルタ砂の選択及び充てん方法 (4) ウェルポイントの設置方法 (5) スイングジョイントの接続方法 (6) ウェルポイントポンプの据付方法 (7) ゲートバルブの調整方法 (8) 排水管の設置方法</p> <p>次に掲げるウェルポイント工事に使用する材料の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) ウェルポイント (2) ライザパイプ (3) ヘッドパイプ (4) スイングジョイント (5) ヘッドバンド (6) ウェルポイント打込み附属部品 (7) フィルタ砂</p> <p>ウェルポイント工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実 技 試 験</p> <p>    ウェルポイントの設置</p> <p>    ウェルポイント工事作業</p> <p>        ウェルポイント工事の施工</p>	<p>扱方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持</p> <p>(6) 事故時等における応急処置及び退避</p> <p>(7) 安全衛生標識（立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等）</p> <p>(8) 合図</p> <p>(9) 服装</p> <p>ウェルポイント工事に関し、次に掲げる作業ができること。</p> <p>(1) ウェルポイントの組立て</p> <p>(2) フィルタ砂の選択及び充てん</p> <p>(3) ヘッダパイプの設置</p> <p>(4) ウェルポイントの設置</p> <p>(5) スイングジョイントの接続</p> <p>(6) ウェルポイントポンプの据付け</p> <p>(7) ゲートバルブの調整</p> <p>(8) 排水管の設置</p>